

別記様式第1号(第四関係)

たいきちょう だいじゅ たいきちょう
大樹町 芽武地区 活性化計画

ほっかいどう たいきちょう
北海道 大樹町

平成25年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

| | | | | | | | |
|-------|----------|------|-----|---------|------|----------|---------------|
| 計画の名称 | 大樹町活性化計画 | | | | | | |
| 都道府県名 | 北海道 | 市町村名 | 大樹町 | 地区名(※1) | 芽武地区 | 計画期間(※2) | 平成25年度～平成27年度 |

目 標 : (※3)

大樹町は「地域の人・資源・資産・資本を循環する共生的農業システムを構築し、環境と調和したクリーン農業の確立と安全な農畜産物を供給できる農業・農村づくり」の推進に積極的に取り組んでいる。特に、地域生産基盤体制整備により、生産条件の効率化が図られることにより農業者の余暇の増進、農業所得の向上など、「魅力ある農業」の構築ができ、具体的には、新規就農者を含めた後継者の育成及び確保により、区域内(町全体)216戸の農家数の維持確保に努め、定住人口の維持・確保を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

大樹町は、日高山脈を境として太平洋側に広がる十勝平野の南部に位置し、町の総面積81,638haのうち農地面積は13,294haである。太平洋沿岸であるため、十勝の内陸部と比較すると気温は低く、6～7月にかけて太平洋から海霧が来襲することなどから平均気温は5.6度(平成23年)と冷涼な気候となっている。

基幹産業である農業戸数は216戸で、一戸当たり148頭の乳牛からなる酪農が6割を占め、小麦、種子用馬鈴薯、てん菜、豆類を中心とした畑作および一戸当たり124頭の肉牛からなる畑作肉牛複合経営が混在し、大規模な土地利用型農業が展開されている。

現状と課題

本町では、継続的に農地集団化事業を実施しているが、離農に伴う農地等を複数の担い手農業者が取得したことにより、広い区域に耕作農地が散在している状況にある。このことにより農地が多団地化し、効率的な管理・肥培・収穫作業に支障をきたし、条件の不利な農地は耕作放棄も懸念される。

今後の展開方向等(※4)

本地区において、交換分合事業を実施することにより、散在している農用地を、地域担い手に集団化し、農用地を効率的に利用できるよう集積し、通作条件の向上により、農作業時間の低減が図られ、農地の有効かつ合理的利用、耕作放棄地の発生を防止し低コストな農作物の生産が期待できる。近年の農業情勢は農作物価格の据置、農畜産物の輸入自由化等と農業経営が厳しい状況下にあるが、事業を実施することにより、作業効率向上による生産コストの削減による所得率の向上や、余暇の増進などにより魅力ある農業を構築し、新規就農者を含めた後継者の育成及び確保を図りながら農業経営基盤の強化に努め、農家戸数の維持確保による定住化がはかられ、地域活力の再生を目指すことが可能となる。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名(事業メニュー名)(※2) | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3) | 備考 |
|------|------|------------------|----------|----------|-------------------------|----|
| 大樹町 | 芽武地区 | 基盤整備(農用地等集団化) | 大樹町農業委員会 | 有 | イ | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|-----|------|--------|----------|----|
| | | 該当なし | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-----|------|--------|----|
| | | 該当なし | | |
| | | | | |
| | | | | |

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

| |
|------|
| 該当なし |
|------|

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

| | | | |
|---|-----------|----------|--|
| ほっかいどうたいぎちょう めむちく 北海道大樹町 芽武地区 | 区域面積 (※2) | 1, 650ha | |
| 区域設定の考え方 (※3) | | | |
| ①法第3条第1号関係： 当該区域の面積1, 650haのうち、農地面積(500ha)は30%を占め、またすべてが農業従事世帯であり、農林業以外の製造業者はない。 | | | |
| ②法第3条第2号関係： 人口の減少(H15→H25で13%減)、地区内の農業者の高齢化率(65歳以上24. 5%)から見て、農業生産法人化なども視野に入れた経営規模拡大により、地域外、また地域内の高齢者も含めた農業従事者の維持確保など定住化を促進し、活性化を図ることが有効かつ適切である。 | | | |
| ③法第3条第3号関係： 市街地を形成している区域は地区に含んでいない。 | | | |

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 (該当なし)

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 地積(m ²) | 新たに権利を取得するもの | | | 既に有している権利に基づくもの | | | 土地の利用目的 | | 備考 |
|-------|----|-----|----|---------------------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|---------|------------------|----|
| | | 登記簿 | 現況 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 農地(※2) | 市民農園施設 種別(※3) | |
| | | | | | | 氏名 | 住所 | | 氏名 | 住所 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

| 整備計画 | 種別(※5) | 構造(※6) | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
|------|--------|--------|------|------|------|----|
| 建築物 | | | | | | |
| 工作物 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項（該当なし）

| 事 項 | 内 容 | 備 考 |
|---|-----|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1) | | |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2) | | |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 | | |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) | | |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) | | |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5) | | |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 | | |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) | | |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7) | | |

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本地区計画目標の評価方法は、計画最終年度の翌年度に、住民基本台帳や農地基本台帳を基にして、国や道をはじめとする指導機関、町、JA、農業委員会などで組織する「大樹町ゆとり農業推進会議」を中心とした、農業関係有識者及び、農業者代表などと連携しながら、作業効率向上により生産コスト削減による余暇の増進状況も判断材料に加え、後継者の育成状況の確保、新規就農者や、農業生産法人従業員、通い作農家も含めた区域の定住の促進状況、農業就業人口の達成状況により検証にあたる。

具体的には、計画期間前、計画期間後のそれぞれの指標(集団化率・耕作距離等)を比較し達成状況の把握を行うほか、その結果の要因分析や本事業実施による効果等について検証を行う。

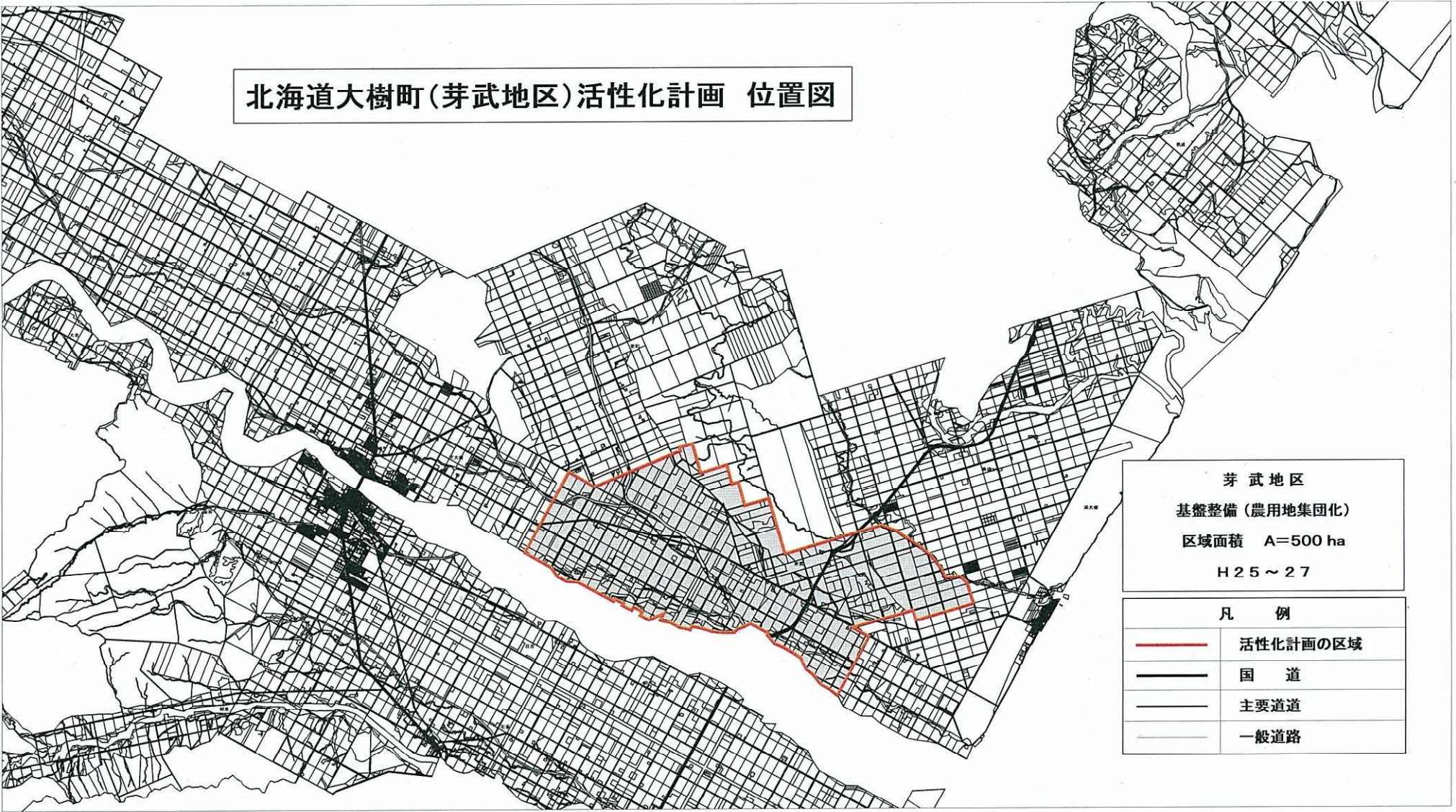
【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。
スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

北海道大樹町(芽武地区)活性化計画 位置図



芽武地区
基盤整備(農用地集団化)
区域面積 A=500 ha
H25~27

| 凡 例 | |
|---|----------|
|  | 活性化計画の区域 |
|  | 国道 |
|  | 主要道道 |
|  | 一般道路 |